

《研究ノート》

在米エルサルバドル国民の政治意識に関する 現地調査の進捗状況と今後の見通し — 在外国民の本国政治への参加に向けた 選挙制度改革の現状と課題 —

中 川 智 彦

本稿では、在外エルサルバドル人の本国政治への参加実現に向けた選挙制度改革の現状と課題を明らかにし、今後の在外サルバドル人社会の動向を定量的に探るための現地アンケート調査の方向性を検討した。まず、在外国民、特に米国在住者の本国社会・経済への影響力と、彼らの米国における規模や在留資格などの実態を明らかにした。つぎに、2009年大統領選挙で採用された在米国民の投票を可能にする特別措置と、2014年大統領選挙からの恒常的適用を目指して採用された国外投票特別法とを比較・検討した。両選挙の公式集計を比較すると、2014年選挙で在外投票者数が増加し、その投票率にも上昇が見られた。しかし、これは実態よりはるかに低く算定された在外登録有権者数を分母に計算されたものであり、両選挙時ともに、在留資格や有権者登録手続きの不備が原因で投票機会を奪われた在外国民が数多くいたことが判明している。また、米国市民権・永住権保持者のうち本国で有権者登録のある者は、どの選挙でも帰国すれば投票が可能のため、大統領選挙にしか適用されない現行制度への参加をあえて望まない者の存在も指摘できる。同様の事例は、在外国民の選挙権行使を求めるNGO組織役員への2015年2月の筆者によるインタビューでも確認できた。結論として、今後は、以上の考察を踏まえた現地調査を、世代交代に伴う本国政治への関心の低下の可能性も視野に入れながら、行っていく必要があることを述べた。

本稿は、同志社大学人文研第14研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」2014年度第15回研究会にて行った筆者の報告を基に、在外エルサルバドル国民の本国政治参加に向けた制度化と問題点を整理するとともに、在米エルサルバドル国民（二重国籍者を含む）の本国政治に対する関心・参与意欲を測るための現地調査・研究についての今後の方向性を示すためのものである。

筆者は、在米エルサルバドル国民と本国との関係性を探るため、前述研究会メンバーである中川正紀教授（フェリス女学院大学）とともに、米国ロサンゼルスにおいて2010年に予備調査を行い、2012年にも規模を拡大した調査を既に行っており、これまでの成

果については、日本語、スペイン語、英語にて発表済み¹⁾である。在外国民の「国民意識」は、世代間の継承・断絶など時間の経過とともに変化し得るものであり、あらためて、現時点での在米エルサルバドル人コミュニティにおける成人国民の意識を明らかにできればと考えている。今回のアンケート調査は、特に、2013年に成立し2014年の共和国大統領選挙において初めて正式に適用された在外国民の投票を可能にする特別法の効果と問題点、ならびに「トランスナショナル市民」としての在米エルサルバドル国民の可能性を探るための質問項目を新設または充実させたものとなっている。

2015年2月には、2010年以来ロサンゼルスでの調査で協力を仰いできた在LAエルサルバドル共和国総領事館とEl Rescateなどの現地NGO組織とに対して、7・8月実施予定の調査に対する協力をあらためて依頼し、快諾を既に得ている。また、彼らによる紹介・仲介のおかげで、3月にはサンフランシスコにおいて、サンフランシスコ州立大学(SFSU: San Francisco State University)のフェリックス・クリー(Félix Kury)教授、現地総領事館およびNGO組織「中米資料センター」(CARECEN: Central American Resource Center)の協力を得て、アンケート調査を済ませることができた。同地での調査結果についても、7・8月の調査結果と合わせて集計・分析を行いたいと考えている。

1 在外エルサルバドル人および在米エルサルバドル人コミュニティの規模

筆者の主な研究対象は、在外エルサルバドル系住民、主にアメリカ合衆国在住のエルサルバドル国民であり、彼らと本国との関係、特に、彼らの国民意識の保持を目的として適用される政策や、在米エルサルバドル人などの権利擁護のためのNGO組織など在外エルサルバドル人コミュニティからの政治参加要求をめぐる本国との関係について検討することに関心がある。ここでは、まず、なぜ対象をエルサルバドル国民とし、在外国民全体ではなく在米国民に焦点を当てるのかという問題設定に関わる点について、触れておきたい。

これについては、個人的にエルサルバドルに縁があったという筆者自身の要因²⁾も否定できないが、研究対象として興味・関心を惹かれた最大の要因は、筆者の研究対象地域であるラテンアメリカの中で、同国移出民の対国民比率の高さが際立っていること、ならびに、その9割近くがアメリカ合衆国に集中していることにある。さらに、米国内におけるマイノリティ集団の中での「ヒスパニック／ラティーノ」の比重増大が国勢調査結果からも明らかになって久しいが、近年は、その中での在米エルサルバドル系の増大

が目立ち、キューバ系を抜いて、メキシコ系、プエルトリコ系に次ぐ3番目の規模にまで成長していることも指摘できる。キューバや上位2か国については地政学的にも歴史的にも在米人口の多さは説明が付きやすい³⁾が、スペイン語圏のラテンアメリカ諸国の中で最も面積の小さな国であるエルサルバドルからの移民が米国社会においてこれほどの比重を持っていることは、一般にはあまり知られていない。

以下、その実態について、同国移民の対国民比率の高さの確認から始めたい。エルサルバドル共和国の人口統計のうち、まず、国内人口について見てみよう⁴⁾。表1に見られるように、同国における比較的詳細な人口調査は2007年に(約574万人)行われたあと、同様の調査は2012年に(約625万人)行われている。さらに、2013年に「多目的世帯調査(Encuesta de hogares de propósitos múltiples)」が実施され、2014年6月に公表された数字によると、2013年時点の国内人口は約629万人となっている。これまで、人口統計の数値は、調査によってもズレがあり、政府自身が国内外での死亡者数や正確な移民の数も反映できていないと認めるなど、正確な国外流出人口も、したがって国内人口も当然正確には把握できていなかったが、2013年の世帯調査は比較的詳細な調査として非常に参考になる。表3は、政府による最近の人口調査と世帯調査を基にして国内人口を示したものである。表2は、政府の数字ではないが、1960年から2013年までの人口規模の推移を確認できる貴重なデータであり、少なくとも直近の数字については、政府公表の数字とほぼ同じ水準になっているので、参考資料として載録した。

次に、国外在住のエルサルバドル人について確認しておこう。こちらもエルサルバドル政府が自ら推計しているものがいくつかある⁵⁾が、ここでは、2014年大統領選挙での在外国民の投票を実現する目的で立ち上げられた関係省庁合同委員会が2012年に作成した資料(表4)を見てみよう。それによれば、2011年時点で約300万人(3,009,160人)が国外に居住し、そのうち88%の265万人弱が米国在住、カナダに12万人(米国とカナダの2か国で約92%)、そしてその他の地域に24万人強が住んでいると推計されている。

2011年の約300万人という在外国民数と、表2のdatosmacro.comの2011年データ(6,265,402人)とを、単純に合わせて、エルサルバドル国民の総人口の概数を出してみたのが、表5である。これによれば、エルサルバドル国民は、合計で9,274,562人であり、

表1 2007年および2012年に行われた人口調査による国内在住人口

実施年	2007年	2012年
人口	5,744,113	6,249,262

出典：Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2008) *VI censo de población y V de vivienda 2007: Población, viviendas, hogares*. および Tribunal Supremo Electoral (2014) *Guía de elecciones presidenciales 2014*に引用された2012年人口調査を基に作表。

表2 エルサルバドル人口 (1979～2013年)

年	人口	対前年 増加率	男性人口	女性人口	人口 密度
2013	6,340,454	0.68%	3,004,813	3,335,641	301
2012	6,297,394	0.66%	2,987,107	3,310,287	299
2011	6,256,242	0.61%	2,970,387	3,285,855	297
2010	6,218,195	0.56%	2,955,262	3,262,933	296
2009	6,183,484	0.52%	2,941,803	3,241,681	294
2008	6,151,776	0.47%	2,929,853	3,221,923	292
2007	6,122,952	0.43%	2,919,479	3,203,473	291
2006	6,096,692	0.40%	2,910,687	3,186,005	290
2005	6,072,538	0.37%	2,903,345	3,169,193	289
2004	6,050,297	0.35%	2,897,442	3,152,855	288
2003	6,029,366	0.35%	2,892,579	3,136,787	287
2002	6,008,308	0.38%	2,887,725	3,120,583	286
2001	5,985,299	0.44%	2,881,541	3,103,758	284
2000	5,958,794	0.51%	2,872,958	3,085,836	283
1999	5,928,809	0.57%	2,861,842	3,066,967	282
1998	5,895,018	0.68%	2,848,143	3,046,875	280
1997	5,855,226	0.83%	2,831,034	3,024,192	278
1996	5,806,750	1.02%	2,809,577	2,997,173	276
1995	5,748,013	1.24%	2,783,267	2,964,746	273
1994	5,677,743	1.44%	2,751,588	2,926,155	270
1993	5,597,322	1.56%	2,715,125	2,882,197	266
1992	5,511,138	1.58%	2,675,869	2,835,269	262
1991	5,425,293	1.52%	2,636,563	2,788,730	258
1990	5,344,226	1.42%	2,599,223	2,745,003	254
1989	5,269,378	1.34%	2,564,475	2,704,903	250
1988	5,199,613	1.29%	2,531,872	2,667,741	247
1987	5,133,598	1.28%	2,501,017	2,632,581	244
1986	5,068,961	1.30%	2,471,105	2,597,856	241
1985	5,003,828	1.33%	2,441,460	2,562,368	238
1984	4,938,109	1.35%	2,412,142	2,525,967	235
1983	4,872,098	1.40%	2,383,180	2,488,918	232
1982	4,804,671	1.48%	2,353,777	2,450,894	228
1981	4,734,486	1.59%	2,322,918	2,411,568	225
1980	4,660,556	1.70%	2,289,859	2,370,697	222
1979	4,582,494	1.82%	2,254,295	2,328,199	218

出典：datosmacro.comのデータを基に作表。原表は1960年からのものだが、紙幅のため1979年以降を記載。対前年増加率は筆者が追加。人口密度は、1平方キロメートル当たりの数値である。http://www.datosmacro.com/demografia/poblacion/el-salvador# (2014年10月20日閲覧)

これらの数値は、政府公表のものとは異なるが、趨勢と規模を知るための参考として、用意した。

表3 政府公表のエルサルバドル人口

数値 (調査種類)
6,290,420 人 (世調)
6,249,262 人 (人調)
5,744,113 人 (人調)
6,980,279 人 (世査)

出典：Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2014) *Encuesta de hogares de propósitos múltiples 2013*. Tribunal Supremo Electoral (2014) *Guía de elecciones presidenciales 2014*, Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2008) *VI censo de población y V de vivienda 2007: Población, viviendas, hogares*, および Ministerio de Educación y Plan Nacional de Educación (2008) *Informe nacional sobre el desarrollo y el estado de la cuestión sobre el aprendizaje de adultos (AEA) en preparación de la CONFINTEA VI* に引用された2006年「多目的世帯調査 (世調)」結果。

2007年人口調査 (人調) 結果については、6,098,715人という遺漏率をベースに修正した非公認推定値の存在が、2012年国会議員選挙に向けた県ごとの議席配分見直しに絡んで問題となった。2012年選挙では、2007年人口調査 (人調) 結果の公式発表の数字がベースとされた。2009年国会議員選挙は1992年人口調査 (人調) 結果に基づく議席配分のまま行われている。詳しくは、Menjívar, V. (2011) "DIGESTYC dice que solo existe un censo oficial 2007," *La prensa gráfica*, 18 de Julio de 2011 を参照のこと。

なお、本表の数値は、左側の表2の同じ行に示された統計年に対応している。

表4 2011年時点における国外エルサルバドル移民のデータ

国・地域	合計	パーセント	
アメリカ合衆国	2,645,267	88%	91.89%
カナダ	120,000	4%	
その他の地域	243,893	8.11%	
国外在住者総数	3,009,160	100.00%	

出典：Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*, pp.39-40 より引用。

表5 2011年 datosmacro.comの数字(表2)とエルサルバドル政府発表の移民総数(表4)

	国内人口	国外在住(移出民)	エルサルバドル総人口
人数	6,265,402	3,009,160	9,274,562
割合	67.6%	32.4%	100.0%

全体の32.4%(2009年の同様の推計では29.97%)が在外国民ということになる。

この数字からは、エルサルバドルの在外国民の規模は、絶対数で見れば世界的に突出した存在とは言えないものの、国民人口比では世界有数の高さであり、本国にとってのその比重の大きさが際立っていることがわかる。

表6は、経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)による2010/2011年の国際的な人口移動統計からとった数字である。これによると、エルサルバドルの移出民比率は19.5%とされ、世界人口に占める移民比率の約3.2%と比較して、かなり高くなっている。エルサルバドル政府公表の在外国民数を基に計算した30%前後という数字と比べると低く評価されているとはいえ、ラテンアメリカ・カリブ諸国の平均5.7%を大きく上回っていることから、この地域での突出ぶりがよくわかる。実際、この地域では、イギリス連邦に属しているガイアナとジャマイカがトップ2を占め、それぞれ39.4%と

表6 OECDによる2010/2011年国際人口移動統計にみる移出民比率(世界平均およびラテンアメリカ・カリブ諸国上位国)

世界人口に占める移民比率	3.2%
ラテンアメリカ・カリブ諸国平均	5.7%
ガイアナ	39.4%
ジャマイカ	32.3%
エルサルバドル	19.5%
ドミニカ共和国	12.6%
メキシコ	12.1%
キューバ	11.4%
エクアドル	10.3%
ハイチ	10.2%
ホンジュラス	9.3%
グアテマラ	8.9%

出典：OECD and UN-DESA (2013) *World Migration in Figures: A joint contribution by UN-DESA and the OECD to the United Nations High-Level Dialogue on Migration and Development, 3-4 October 2013* を基に作表。

32.3%と突出しているが、3位のエルサルバドルの移出民比率の高さも、4位以下と比べると目立っていると言えよう。

さて、これだけの割合の国民が国外に暮らしているエルサルバドルにとって、その存在は、本国経済にとっての安全弁として、いまや欠かせないものになっている。2005年の国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）報告書では、エルサルバドルにとっての移出民の規模と重要性について次のように指摘されている。「国際的な人口移動は、平均で世界人口の3%を占めているのに対して、エルサルバドルにとって移出民は国民の20%以上を占め、彼らがエルサルバドル（国内）の世帯の22%に対して行っている仕送りは、合計すると、GDPの16%以上、（マキラ産業による純輸出分を含む）輸出総額の133%、（マキラ産業による輸入分を除く）輸入額の52%、対エルサルバドル直接投資の655%、租税収入額の140%、国家総予算の91%、社会支出の202%、貿易収支赤字額の86%に相当している。加えて、エルサルバドルにとって、中等教育を受けた移出民は、国家財産の39.5%（の損失）に相当する。」⁶⁾このような実態は、本国社会においても、十分、認識されており、在外国民による仕送りを国内の発展のために活用していくための政策検討がなされ、引き続き、彼らと本国との絆を強め、世代を超えて、本国とのつながりを維持してもらうための政策なども、歴代政府が既に取り組んでいるところである。

一方、21世紀に入ると、在外国民の側からは、自らが抱く本国に対する愛着とともに、自分達の貢献に対する当然の権利として、本国政治への参加を求める声が高まってきていた。以来、さまざまな提言がなされ、議論が積み重ねられた結果、ようやく正式な形で在外国民の国外からの投票を認めるための法律が2013年に成立し、2014年春の大統領選挙において同国史上初めて実施されることになったのである。これについては、後節でもう少し詳しく扱う。

ところで、近年のグローバル化の進展とともに、19世紀から20世紀にかけて形成され普及してきた国民国家の構成要素の根幹のひとつとされてきた国民が、従来の領域的制約を越えて国境をまたいで数多く存在する現象⁷⁾が多く見られるようになるにつれて、移民輩出国だけでなく、その受け入れ国にも、移民の存在が及ぼす影響が大きくなってきた結果、その対応は国家ないし国際レベルの課題となってきている。

移民輩出国側からみた場合、近年、在外自国民に対して、国政選挙に際しての選挙権行使を実現できるようにするための制度を整える国が増えてきている。表7は、ラテンアメリカ諸国における事例をまとめたものである。制度を整えるその根拠は、国によっ

表7 ラテンアメリカにおける国外投票の比較表

国名	採用年	実施年	適用された選挙	投票方式
チリ	2014	2017 或いは 国民投票	予備選挙を含む 大統領選挙 国民投票	未定
エルサルバドル	2013	2014	大統領選挙	郵送
アルゼンチン	1991	1993	大統領選挙 国会議員選挙	直接（電子投票）
ブラジル	1965	1989	大統領選挙	直接
コロンビア	1961	1962	大統領選挙 国会議員選挙 国民投票	直接
エクアドル	2002	2006	大統領選挙	直接
ホンジュラス	2001	2001	大統領選挙	直接
メキシコ	2005	2006	大統領選挙	郵送
ペルー	1979	1980	大統領選挙 国会議員選挙 国民投票	直接
プエルトリコ	1977	1978	予備選挙を含む すべての選挙	郵送
ドミニカ共和国	1997	2004	大統領選挙	直接
ベネズエラ	1993	1998	大統領選挙 国民投票	直接

出典：Ayala Figueroa, Luis Eduardo (coordinador) (2013) "Implementación del voto en el exterior," *Análisis del estado constitucional de derecho y democracia en El Salvador - Informe ejecutivo IV-2013* Facultad de Jurisprudencia y Ciencias Sociales - Universidad de El Salvador の巻末付属資料。チリとエルサルバドルについては、筆者が追記。チリでは、憲法規定改正のための法律が2014年4月30日に公布（『官報』同年5月3日付）されたが、2015年3月時点でも関連する基本法改正が行われておらず、具体的な運用方法が確定していない。エルサルバドルに関しては、2009年大統領選挙で、特別法によって在外国民用の投票所が首都サンサルバドルに開設されているが、選挙法を改正して、正式に国外投票制度を採用したのは、2013年に入ってからであり、公式には、2014年が同国史上初の国外投票制度実施年ということになる。

でも様々であり、どのレベルの選挙を対象とするのか、そして投票権だけなのか、それとも被選挙権も認めるのか、その場合、選挙区はどうなるのかなど、対応も課題も様々である。

筆者は、現時点では、それらを比較検討するだけの能力はないので、立ち入らないが、趨勢として、このような制度、つまり、在外国民に本国政治に対する参加を認める制度を導入する国が多くなっているということの背景には、何があるのか、その点を、エルサルバドルの事例を通して、探ってみたいと考えている。

在外国民の本国政治に対する政治参加の制度化をめぐるこのテーマは、理論的には、旧来の国民・市民の権利義務の想定の見直しを迫るものと言える。したがって、①国民・市民とは何かといった概念定義に関わる問題や、②国民の前提となる国民国家の領域性との関わり、或いは③二重国籍との関連が問われることになる、国民・市民としての権利行使・義務遂行をめぐる問題、などに深く関わってくることになると思われる。

しかなしながら、筆者の当面の研究関心は、実際に進行しつつある在外エルサルバドル国民の本国政治参加の制度化をめぐる、具体的な動向を探ることにあるので、エルサルバドル本国の政府と主要政治勢力、そして、在外国民の選挙権行使を求めてきた NGO 組織などによる実際の主張や議論の整理と、実際に導入された制度とその適用範囲の確認をすることに焦点を絞っていきたいと考えている。政府や主要政党、NGO 組織の主張や行動などについては、既に先行研究資料もある⁸⁾ので、筆者としては、特に、NGO 組織や在外国民自身の反応などについて、アンケート調査を通して明らかにし、今後の制度改革の方向性や在外エルサルバドル人コミュニティの動向を探っていく方針である。

このような作業を通して、なぜ、本国政府や主要な政治勢力が、①在外国民の本国政治への参加の制度化に動くことになったのか、②在外コミュニティと庶民の期待や要求は実際のところ、どのようなものなのか、③どのような理論的な根拠があるのか、④本国国民を含めた世論の支持を得られるものなのか、⑤その実現性はあるのか、といった疑問に回答を見出すことができるのではないかと期待している。

また、在外国民の側からの本国の政治や文化への関心は、人間関係を含めて、世代を越えて引き継がれていくものなのかどうか、といった疑問を絶えず心に留めることで、在外国民の実態の変化を見落とさず、制度化がそれに及ぼす影響とともに、在外国民の実態の変化が制度に及ぼす影響にも焦点を当てることができれば、と考えている。

こうした展望のもとで、アンケート調査を実施しているが、本稿では以下、2009年大統領選挙と2014年大統領選挙の際に導入された在外国民のための投票制度とその効果について、整理紹介しておきたい。2009年大統領選挙では、「在外」と言っても、実際には、「在米国民」のための投票所が本国の首都サンサルバドルに一か所設置されたのみであるが、詳細はあとで確認する。次節では、まず、その前提となる、在外国民の中でも特に在米国民のホスト国における法的身分の確認をする。

2 在米国民のホスト国における法的身分について

在米エルサルバドル系住民は、米国における法的身分上、大別すれば、①米国籍取得者（生まれながらにして得た人も「帰化」した人も含める）、②永住権保持者、③短期被保護資格（TPS: Temporary Protected Status）⁹⁾保持者、④在留資格のない人々「不法移民・非合法移民」、の4つのカテゴリーに分類できる。

これらのうち、TPSの詳細については後注を参照願うが、ここでは、TPS保持者が、

表8 米国におけるエルサルバドル系移民の米国籍取得者・累計 (1979～2010年)

年	「帰化」した人数	米国籍取得者累計
1979	770	770
1980	988	1,758
1981	1,251	3,009
1982	1,187	4,196
1983	1,126	5,322
1984	1,380	6,702
1985	2,119	8,821
1986	2,628	11,449
1987	2,428	13,877
1988	2,291	16,168
1989	2,001	18,169
1990	2,410	20,579
1991	3,653	24,232
1992	2,056	26,288
1993	3,038	29,326
1994	5,643	34,969
1995	13,702	48,671
1996	35,478	84,149
1997	18,273	102,422
1998	12,267	114,689
1999	22,991	137,680
2000	24,073	161,753
2001	13,663	175,416
2002	10,716	186,132
2003	8,738	194,870
2004	9,602	204,472
2005	12,174	216,646
2006	13,430	230,076
2007	17,157	247,233
2008	35,796	283,029
2009	18,927	301,956
2010	10,343	312,299

出典：中川正紀 (2012) 「米国におけるラテン系二重国籍者の政治意識・政治行動：コロンビア系とエルサルバドル系の比較の試み」『フェリス学院大学紀要』(No.47, pp.27-51.) p.39掲載の「帰化」人数を基に計算・作表した。
 これらの数値は、死亡による減少を反映していないうえに、「帰化」人数とその累計値であるので、米国生まれの二重国籍者は含まれていない。

表9 対エルサルバドル TPS 適用・更新歴

旧 TPS	1991年1月～1992年6月：18か月 (約28万人)
*旧 TPS 対象者には、失効後、強制送還延期措置 (DED: Deferred Enforced Departure) が適用されて、就労許可 (EAD: Employment Authorization Document) も、最終的に1996年5月まで認められた。その後は、ABC (American Baptist Churches v. Thornburgh) 和解合意プログラムへの編入や政治亡命申請手続きなどで網渡り状態となった。1995年以降、市民権取得者も増えている。	
0	2001年3月～2002年9月：18か月 (約28万人)
1	2002年9月～2003年9月：12か月 (約28万人)
2	2003年9月～2005年3月：18か月 (約24.8万人)
3	2005年3月～2005年9月：18か月 (約24万人)
4	2006年9月～2007年9月：12か月 (nil)
5	2007年9月～2009年3月：18か月 (約22.9万人)
6	2009年3月～2010年9月：18か月 (約22.1万人)
7	2010年9月～2012年3月：18か月 (約21.8万人)
8	2012年3月～2013年9月：18か月 (約21.5万人)
9	2013年9月～2015年3月：18か月 (約21.2万人)
10	2015年3月～2016年9月：18か月

出典：Embajada de El Salvador – Estados Unidos de América (n.d.) “Asistencia legal migratoria” および、La Prensa Gráfica (2012) “Salvadoreños, 11 años amparados al TPS”。

正式の在留資格を持たない不安定な身分にあるグループに属するという点を強調しておく。表9は、その対エルサルバドル適用・更新歴である。彼らは、事前に申請すれば米国を出国しても再入国できることになっているが、条件等が厳しく、思い立って、自分が好きな時に帰ったりすることはできない。したがって、実質的には、前述の③と④はともに、TPS資格喪失か強制送還・国外退去など、リスクなしでは本国に帰れない人達と考えて差し支えない。これらに加えて、現在は、2012年8月以降、対象を限定して導入された新たな猶予措置（DACA：Deferred Action for Childhood Arrival）がある。これは、2007年6月15日の時点までに満16歳の誕生日前にアメリカ合衆国に入国し、2012年6月15日の時点で31歳未満の若者が、一定の条件を満たした場合、申請に応じて国外強制退去が留保・延期されて、2年間の滞在資格と就労許可を認められるという措置である。

バラク・オバマ（Barack Obama）大統領が2012年6月に発表し、8月15日から申請受付が始まったもので、これまで全米で約58万人が恩恵を受けたとされている。エルサルバドル系住民が最終的にどれだけ含まれることになるかは把握できていないが、基本的にはTPS同様の暫定的滞在許可で、引き続き更新が必要になるものであり、新たな年齢層を対象にした新しいタイプのTPSと考えられる¹⁰⁾。したがって、不安定な身分であることには変わらないが、資格有効期間中は正式な就労が可能になる点ではTPS同様、大きな恩恵を受けることになる。

表10と表11は、在米国民の米国での法的身分別の内訳を推計したものである。先に確認した2011年の在米エルサルバドル国民数265万を前提とすると、米国籍取得済みの約34万人、TPS保持者の約22万人のほか、永住権取得者の約33万人、米国生まれの二重国籍者の約78万人を加えた数字（約167万人）を引けば、在留資格を何も持たないエルサルバドル人のおおよその規模が見えてくることになる。筆者らが現在行っている現

表10 2010年と2011年時点の米国籍を持つエルサルバドル系人口概数（数字は、千人）

	米国生まれ	移入民	市民権	市民権なし	「帰化」者
2010年	688	1,140	998	829	310
	1,828		1,827		
2011年	784	1,168	1,125	828	341
	1,952		1,952		

出典：Pew Research Center (2012) "Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2010," *Pew Research Hispanic Trends Project* および、Pew Research Center (2013) "Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2011," *Pew Research Hispanic Trends Project* の数値より、筆者が作表。

表 11 2011 年時点の米国籍を持つエルサルバドル系人口概数およびその他の在米エルサルバドル人数 (数字は、千人)

エルサルバドル政府が推計する在米国民数	2,645	100%			
①二重国籍者 ≡米国生まれ + 「帰化」者	1,125	43%	二重国籍者 (1) ≡米国生まれ	784	30%
			二重国籍者 (2) ≡「帰化」者	341	13%
②永住権を持つエルサルバドル人	330	12%	①二重国籍者 + ②永住権者		
③正式な在留資格のない在米エルサルバドル人 (TPS/DACA を含む)	1,190	45%	TPS	218	8%
			DACA	当時、未適用	
			「不法」移民概数	972	37%
			1,455		

出典：U.S. Department of Homeland Security (2012) "Estimates of the Legal Permanent Resident Population in 2011," *Population Estimates* の永住権者の数値と、表 2 のエルサルバドル (国内) 人口、表 4 の 2011 年時点における国外エルサルバドル移民のデータ、表 8 の 2010 年までの米国籍取得者累計数、表 9 の TPS 保持者数、表 10 の米国籍を持つ在米エルサルバドル人数などの情報を加味して、作表。尚、2012 年 8 月以降運用が開始された DACA を認められているエルサルバドル人は 2014 年現在、約 10,000 人。Migration Policy Institute (2014) "The Salvadoran Diaspora in the United States," *RAD Diaspora Profile* を参照。

地調査でのアンケート対象者の在留資格別の割合も、それに近いものにしたが、TPS 保持者などに対する永住権資格取得への道が開かれるなど移民法改革が行われない限りは、TPS や DACA を含めた正式な在留資格のない在外国民のグループと、正規の有資格者 (永住権・市民権保持者) という二つ (または三つ) の大きな枠で捉えることにしている。

3 エルサルバドルにおける投票制度の概要

3.1 1992 年和平合意以後の選挙制度改革後の枠組みについて

次に、2009 年と 2014 年大統領選挙で導入されることになった在外国民の投票制度について見ていくが、その前提として、おおまかに、現在のエルサルバドルにおける選挙について説明しておきたい。エルサルバドルでは、12 年に及ぶ内戦に終止符を打つことになった 1992 年の和平合意に基づいて、選挙制度改革が行われ、最高選挙管理委員会 (TSE: Tribunal Supremo Electoral) を実施主体とする現在の体制が整えられることになった。内戦後に、直前まで武器を持って戦っていた勢力が政治政党として、選挙を通して争うことになったという特殊な事情もあり、敵対する勢力の相互監視による中立性の保持を原則とした仕組みが取り入れられている。

すなわち、TSE の判事も主要政党を代表する人物が就任することになっており、選挙に際して組織される県レベル、市町村レベルの選挙管理委員会はもとより、各地に設営

される投票センターと呼ばれる投票所の管理委員会も、各投票センター内に設置されて実際の投票集計作業を行う投票受付委員会（500名分までの有権者名簿一冊につき一つの投票受付委員会が開設される）の構成もすべて、相争う政党・政党連合の代表者が入ることが定められている。

一つの投票センターには、複数の投票受付委員会が設置されるが、それぞれが複数の政治勢力代表者によって委員長・書記・委員が均等に割り振られるように決められており、この仕組みは、2009年も2014年も、1994年の選挙時と変わっていない。もちろん、1994年以降、細かな変更は多々あるが、とりわけ、大きく変わった点の一つとして、2001年の統一身分証明書（DUI：Documento Único de Identidad）の導入を指摘しておかなければならない。

3.2 2001年の統一身分証明書（DUI：Documento Único de Identidad）の導入¹¹⁾

2001年に、旧来の身分証とともに、選挙時にそれまで必要であった選挙登録証が廃止され、代わりに、統一身分証明書DUIが導入されることになった。DUIは18歳になるエルサルバドル国籍者が全員取得することを義務付けられている顔写真付きの身分証明書で、税金や公共料金の支払いに必要となり、銀行口座の開設の際の身分証明にも使えるほか、選挙の際の身分証明書として使用することが義務付けられている。

選挙に関わる利点としては、DUI導入によって、身分証に加えて、選挙登録証を別途交付してもらう必要がなくなったことである。DUIはそれ自体が選挙の際の顔写真付きの身分証明書として使え、DUIを新たに取得したり、更新したりすると自動的に有権者登録されて、潜在的な有権者数としてカウントされることになり、登録された居住地に応じた選挙区の有権者として自動的に名簿登録されることになった。

このように、エルサルバドルでは、2001年以降、DUIを取得することで、自動的に有権者名簿登録が行われ、選挙で投票する権利を行使できるようになった。したがって、選挙で投票するための大前提として、まずは、DUIを取得することが必要になったのである。DUIのデータ管理などの所管は、国民登録局（RNPN：Registro Nacional de las Personas Naturales）で、実際の発行業務はDUICENTROという機関を開設して行っている。

DUI取得・更新時に有権者登録がされ、自動的に有権者名簿登録が行われるという手順が整えられることになったが、これら有権者登録と有権者名簿登録については、TSE最高選挙管理委員会の責任で行われることになっている。

DUI は、投票のために絶対不可欠なものとなる一方で、当初、国内でのみ発行されていたために、在外国民は DUI を取得できない状況が生じるようになった。しかし、2006 年には米国に 3 か所 DUICENTRO が開設され、DUI の登録手続きができるようになったおかげで、在米エルサルバドル国民は DUI を取得することが可能になっていた。ただ、政府としては、有権者としての権利を認めるために行ったわけではなく、在米国民が本国への仕送りをよりスムーズに行えるようにすることや、在米国民が本国の銀行口座を開設したり、投資を行う際に、国民としての便宜供与が受けられるようにすることが重要であった。

動機はどうか、これにより、米国を居住地とする DUI を所持する国民が存在することになったが、彼らは、2009 年まで本国の選挙には一切参加することはできなかった。理由は、2006 年から 2009 年までの間には地方選挙と国会議員選挙などしかなかったこともあるが、根本的には、有権者名簿登録ができていなかったためである。

有権者は、有権者名簿登録された DUI に記載された居住地の市町村の中に開設される投票センターにおいて、自分の名前が載っている名簿を担当する投票受付委員会で投票を行うことになっており、有権者名簿登録がされていなければ、投票の機会は存在しない。投票センターの中で実際の投票業務を行う投票受付委員会は、その市町村に住む有権者の名簿が割り振られることになっているので、そもそも選挙区を持たない在外国民は、DUI を取得したとしても、有権者名簿が作られようがなかった。したがって、2006 年から 2009 年までの間、米国を居住地として登録した有権者は、宙ぶらりんの状態だったことになる。

4 2009 年と 2014 年の在外国民による参加実態

4.1 2009 年大統領選挙での在外国民による投票制度

在外国民の選挙参加を求める声が公の場で初めてあがったのは、2003 年に在外エルサルバドル人諸団体・組織のプラットフォームとして立ち上げられた「世界のエルサルバドル人」(SEEM: Salvadoreños en el mundo) 第一回大会においてであった¹²⁾。以来、米国発行の DUI を持つ有権者のために投票ができるようにすべきであるとの機運も高まり、2009 年の大統領選挙を前に、それまで消極的であった政権与党も何等かの対応をせざるを得ない状況になった結果、特別措置として、在米国民のための投票所が首都サンサルバドルに開設されることになった。

表 12 2009 年大統領及び副大統領選挙結果の県別最終集計

県名	FMLN	ARENA	有効投票総数	判定保留	無効	白票	その他の投票数	投票総数	不足枚数	余剰枚数	未使用枚数	投票用紙総数	有権者名簿登録者総数	投票率 = (投票総数/ 有権者名簿登録者総数)
サンサルバドル	452,263	377,161	829,424	333	3,565	288	4,186	833,610	75	398,684	5,131	1,237,500	1,220,178	68.3%
サンタアナ	112,657	118,372	231,029	273	1,860	165	2,298	233,327	55	162,130	38	395,550	388,146	60.1%
サンミゲル	105,279	76,224	181,503	122	1,099	98	1,319	182,822	34	151,451	43	334,350	328,148	55.7%
ラリベルタド	144,694	158,705	303,399	249	1,877	183	2,309	305,708	33	164,299	210	470,250	463,545	66.0%
ウスルタン	74,902	66,407	141,309	171	928	93	1,192	142,501	15	104,294	237	247,047	240,896	59.2%
ソンソナテ	101,771	90,297	192,068	159	1,541	137	1,837	193,905	49	116,078	18	310,050	303,209	64.0%
ラウニオン	41,918	49,197	91,115	188	743	41	972	92,087	9	101,387	17	193,500	188,586	48.8%
ラパス	69,458	62,690	132,148	109	794	81	984	133,132	12	76,927	79	210,150	204,713	65.0%
チャラテナンゴ	42,174	44,831	87,005	111	652	65	828	87,833	13	59,727	27	147,600	140,040	62.7%
クスカトラン	49,946	58,529	108,475	177	854	69	1,100	109,575	17	58,039	221	167,852	151,886	72.1%
アウアチャパン	63,855	69,958	133,813	230	989	145	1,364	135,177	19	83,934	20	219,150	213,177	63.4%
モラサン	35,292	39,004	74,296	141	642	56	839	75,135	19	55,759	37	130,950	123,984	60.6%
サンビセンテ	35,406	35,154	70,560	84	499	55	638	71,198	15	43,970	17	115,200	111,881	63.6%
カバーニャス	24,223	37,927	62,150	188	428	68	684	62,834	12	47,832	22	110,700	108,627	57.8%
国外在住者	162	132	294	0	0	0	0	294	0	4,706	0	5,000	39,463	0.75%
全選挙区合計								2,659,138				4,294,849	4,226,479	62.9%
国内のみ合計								2,658,844				4,289,849	4,187,016	63.5%

出典：エルサルバドル共和国最高選挙管理委員会の公式資料を基に作表。欄外の項目名及び集計数値は、中川智彦による補足。

表 13 2014 年大統領及び副大統領選挙決選投票結果の県別最終集計

県名	FMLN	ARENA	有効投票総数	判定保留	無効	白票	その他の投票数	投票総数	不足枚数	余剰枚数	未使用枚数	投票用紙総数	有権者名簿登録者総数	投票率 = (投票総数/ 有権者名簿登録者総数)
サンサルバドル	439,186	451,176	890,362	619	6,229	1,618	8,466	898,828	259	514,001	412	1,413,500	1,347,225	66.7%
サンタアナ	121,405	133,606	255,011	453	2,064	860	3,377	258,388	28	215,536	48	474,000	442,956	58.3%
サンミゲル	120,903	87,314	208,217	218	1,091	650	1,959	210,176	34	204,734	56	415,000	379,788	55.3%
ラリベルタド	166,083	190,837	356,920	364	2,592	1,132	4,088	361,008	20	229,362	110	590,500	550,322	65.6%
ウスルタン	87,350	74,797	162,147	172	796	513	1,481	163,628	18	148,823	31	312,500	282,763	57.9%
ソンソナテ	121,552	95,301	216,853	240	1,426	742	2,408	219,261	17	148,677	45	368,000	346,654	63.3%
ラウニオン	55,051	55,991	111,042	205	676	362	1,243	112,285	6	137,679	30	250,000	222,249	50.5%
ラパス	77,666	73,317	150,983	134	791	508	1,433	152,416	13	117,015	56	269,500	240,246	63.4%
チャラテナンゴ	50,016	53,248	103,264	143	542	458	1,143	104,407	11	91,544	38	196,000	168,537	61.9%
クスカトラン	57,525	66,840	124,365	91	648	434	1,173	125,538	2	71,924	36	197,500	178,844	70.2%
アウアチャパン	79,795	79,481	159,276	202	923	660	1,785	161,061	13	107,397	29	268,500	247,609	65.0%
モラサン	47,232	41,910	89,142	112	609	422	1,143	90,285	6	76,667	42	167,000	145,307	62.1%
サンビセンテ	42,279	39,724	82,003	115	363	258	736	82,739	7	62,725	29	145,500	132,104	62.6%
カバーニャス	28,292	45,055	73,347	109	479	297	885	74,232	10	70,235	23	144,500	128,085	58.0%
国外在住者(郵送投票)	1,480	854	2,334	21	350	1	372	2,706	7,631	0	0	10,337	10,337	26.2%*
全選挙区合計								3,016,958				5,222,337	4,823,026	62.6%
国外在住者(立会投票)								132,081		を含む「有権者名簿登録者総数」			4,955,107	60.9%
国内のみ合計								3,014,252				5,212,000	4,812,689	62.6%

出典：エルサルバドル共和国最高選挙管理委員会の公式資料を基に作表。欄外の項目名及び集計数値は、中川智彦による補足。2014年選挙時の県毎の有権者名簿登録者数は、各投票所毎の合計と全国合計（国内及び国外）データを基に、中川が集計した。* 国外在住有権者登録総数（郵送投票 + 立会投票）を分母とした国外在住者（郵送投票）の投票率は、1.9%となる。

しかし、その結果は、表 12 にあるとおり、投票した有権者の絶対数も、投票率も、極めて低いものとなった。これは、有権者名簿登録者数自体、少なく見積もっても 100 万人ほどはいたはずの在米国民数に比してあまりにも低く、用意された投票用紙も 5,000 枚に止まっていた。そのうえ、実際の投票者は 294 人と惨憺たる結果であった。この原因については、既にラテンアメリカ学会でのパネル報告や論文でも発表済み¹³⁾ であるので、ここでは、投票に行きたくても行くことができない有権者が多かった可能性があることだけを指摘しておく。2010 年に LA で行ったアンケート調査でも、実際に 2009 年に本国に戻って投票してきたと答えた人は、103 人中 4 人で、彼らは全員、市民権か永住権を持つ人達であった。しかも、彼らは、在米国民用に開設された投票所ではなく、地元の投票所で投票したということがわかっている。つまり、彼らは全員、米国の居住地ではなく、地元の住所で登録した DUI を持っており、在外国民用の投票所に用意された有権者名簿登録には最初から含まれていなかったということを示している。

これは、2001 年にエルサルバドル本国で DUI が発行されて以降、①もともと本国との往来が自由にできる永住権や市民権を持つ在米国民の中には、本国に帰って DUI を取得する人々がいたため、そのようなケースでは、2009 年大統領選挙はもとより、それ以前の国内選挙にも投票に行くことができていた可能性があるということである。実際に、選挙のたびに帰国している在米国民が多数いたこともわかっている。彼らにとっては、米国での DUI 発行も、本国での在外国民用の投票所設置も必要ではなかったということになる。

本国選挙で投票をするには、DUI を持つことが前提であるので、ほかにも可能性のあるグループを列挙しながら、2009 年に実施された在米国民用の投票所設置の効果について確認しておく。母国と米国の間を自由に往来でき、本国で DUI を既に取得していた二重国籍者や永住権保持者のケース①とは逆に、②本国で取得した DUI を持ったまま、米国に新たに入国し、在留資格を持たないで暮らしている多くのエルサルバドル人は、投票のために帰国することはできない。したがって、彼らにとっては、2009 年の在米国民用の投票所設置という措置に関わらず、そもそも対象として把握されていなかったことを意味している。

また、③ 2006 年以降に米国の居住地を登録した DUI を取得した人々、すなわち米国で DUI を取得した人々のうち、在留資格を持たない在米国民は、TPS 保持者を含めて、米国と本国との間の自由な往来が実質的に不可能であるため、2009 年の在米国民用の投票所を本国内に開設したという措置は、実質的に意味を持たなかったことになる。

最後に、④ 2006年以降に米国の居住地を登録したDUIを取得した人々、すなわち米国でDUIを取得した人々のうち、既に永住権や市民権を持っている在外国民は、本国への往来も自由にできるため、2009年の在米国民用の投票所設置という措置によって、理論上は、恩恵を受けることができたことになる。したがって、2009年の試みは、実質的には、このグループ④のみを対象とする施策であったと言えよう。

2010年の筆者らのアンケート調査結果をみても、サンプル数が少なかったとはいえ、永住権や市民権を持っていた在米国民で米国居住地を登録したDUIを持っている可能性がある人は、32人の永住権者のうち4人だけで、14人の市民権保持者は一人もおらず、対象者は限られていた。米国登録のDUIを持つこの4人の永住権者は、2009年大統領選挙で投票していないと答えており、アンケート回答者の中には誰一人として、本国に開設された投票所に投票に行った人は含まれていなかった。アンケート調査時に回答者から聞いた証言によると、実際に在米国民用投票所で投票したのは、政策対象者ではなかったはずの③米国居住地を登録したDUIを所持する在留資格を持たないエルサルバドル人で、その内実は、皮肉にも、「強制送還」されて本国に既に戻ってきていた人達であった。

以上のことから、2009年大統領選挙の際に導入された在米国民用の投票所の設置というのは、実質的な政策対象者が極めて限られ、費用対効果の面でも最初から疑問符の付く内容であったことから、在外国民のために投票所を開設したという体裁だけ整えることが目的で、真剣に準備されたものではなかったと捉えられても仕方のないレベルのものだったと結論づけることができよう。

4.2 2014年大統領選挙での在外国民による投票制度

これに対して、2014年の大統領選挙時に導入された制度は、2009年に就任したマウリシオ・フネス（Mauricio Funes）大統領の政権公約の中での最優先課題の一つであり、就任直後から、さまざまな準備が進められてきた中で実現したものである。この課題は、フネス政権になって、在外国民の貢献に対する負い目からではなく、国民の権利保障という観点で捉えられ、和平合意を基にする民主化を前進させるものとして位置付けられることになった。

フネス政権期には、在外国民の大統領選挙への参加を実現すること自体については、主要政党のすべてが既に認めるようになっていたが、その手順や方法、適用範囲を巡って対立し、なかなか思うようにはいかなかった。2014年大統領選挙から在外国民の投票を可能にするために、関係省庁合同の委員会を設置して具体的な検討を行わせ、どのよう

な方法が現実的なのか、国民全体の代表である大統領選挙への在外国民の参加の正当性に関する議論から、潜在的な有権者数の割り出しなど、政府をあげて準備を進めていった。そして、2013年2月に国外からの投票のための特別法（LEVEX: Ley Especial para el Ejercicio del Voto desde el Exterior）の公布を実現し、3月20日に関係予算の一部が漸く国会で承認されることになった。表14から表17は、関係省庁合同委員会の2012年報告で示された潜在的な在外有権者数などの推計値をまとめたものである。

2014年選挙から新たに導入された改革の目玉は二つあり、一つは、市町村レベルの投票所に設置される投票受付委員会の担当する有権者名簿登録が、市町村単位のアルファベット順ではなく、有権者の実際の居住地に近い投票所に配分されるように整えられたこと、そして、もう一つがLEVEXの実施であり、在外国民の有権者名簿登録を行い、郵送による投票を実施することになったことである。ここでは、在外有権者による郵送投票についてだけ、簡単に説明する。

在外国民として有権者名簿登録が行えるのは、国外の居住地を記載登録したDUIを持つ国民だけである。ここで重要なのは、本国ではDUI取得・更新・変更等の手続きによって、有権者登録・更新・修正が行われるのと連動して有権者名簿登録も自動的に処理されることになっているが、LEVEXの規定により、国外投票を行おうと希望する市民は、DUI取得による有権者登録だけでなく、国外郵送投票を行うための申請手続きをすることで有権者名簿に自ら登録することが義務付けられていたことである。この結果、有権者登録されただけで有権者名簿に記載されない市民が数多く出るといった事態が起こってしまった。

さらに、重要な点として、DUIの国外での発行は2006年から2011年6月まで米国でのみ行われていたが、運営会社との委託契約期間の満了後、運営形態をめぐる国会承認が得られず、米国内のDUICENTROが閉鎖されてしまったため、それ以来LEVEXが成立する直前まで、国外ではまったく手続きができなくなってしまうという事態に陥っていたこともDUI発行数自体の伸び悩みの一因になったと指摘されている。この状態は、2012年11月の在ロサンゼルス総領事館を皮切りに、在外公館で発行業務を行うことで解消されていき、現在では、米国とカナダにある大使館と領事館でDUIの発行ができるようになってきている。今後、世界中どこでもDUIの発行ができるようにしていくという方針が立てられているが、現在のところ、米国とカナダでのみ可能である。

いずれにせよ、先程確認した①と②のDUIを本国の住所で登録している人は在留資格に関係なく、今回の在外有権者による郵送投票制度にあっても、2009年大統領選挙時同

表 14 2014 年大統領選挙投票意欲に関する米国およびカナダにおけるアンケート調査結果

項目	合計
投票にとっても関心がある	45.95%
投票に少し関心がある	22.90%
合計	68.85%

出典：在外国民担当政務官局（Viceministerio para los Salvadoreños en el Exterior）が 2011 年 8 月 22 日から 9 月 30 日にかけて米国（16 領事館のうち 12 領事館）とカナダ（4 領事館のうち 3 領事館）で行ったアンケート調査結果（3,648 サンプル）を基に作成されたもの。Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*, pp.40-41 より引用。

表 15 2014 年 3 月時点で有効な DUI を所持しているであろう在外市民

項目	合計
2006～2011 年間に米国において発行された DUI	215,810
2014 年 3 月までに有効期限が来る DUI（更新が必要なもの）	114,449
2014 年 3 月時点で有効の既発行済み DUI	106,511
2012～2014 年 3 月の間に新たに発行される見込みの DUI*	145,728
2014 年 3 月時点で有効な DUI の合計	252,239

出典：国民登録局（RNPN: Registro Nacional de Personas Naturales）が合同委員会委託のコンサルタント会社に提供した数値を基に推計した。Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*, pp.41-43 より引用。*実際には、有権者登録の締め切り期限である 2013 年 9 月まで（在外市民は 7 月となったが）に発行されなければならない。締め切り日から投票日までに 18 歳になる者は、締め切り日までに DUI を取得できる。（筆者）

表 16 国外から投票する有権者の推計値

項目	合計
国外在住者総数	3,009,160
潜在的最大の有権者数	252,239
潜在的有権者数期待値 (68.85%)	173,667
潜在的最小有権者数 (0.54%*)	16,264
投票者数推定値	160,529
標準偏差	39,329

出典：合同委員会は、121,200 から 199,858 人が国外から有権者登録をすると試算。Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*, pp.43-45 より引用。*この数値は、メキシコの郵送投票の経験に関するアンケート調査時に得た回答を基に算出した有権者登録申請率。

表 17 地域別在外投票者数推定値

項目	合計
北アメリカ	148,859
中米・カリブ	8,026
南アメリカ	177
ヨーロッパ	2,392
アジア・中東	16
オセアニア・アフリカ	1,059
合計	160,529

出典：Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*, p.61 より引用。

様、対象外であることに変わりなかった。DUI の登録住所を変えない限り、今回の制度改革の対象者とはならないという点で、①本国発行の DUI を持つ永住権か市民権を持っている人達と②本国発行の DUI を持つ在留資格のない人達とは共通している。逆に言えば、両者とも、DUI の登録住所を米国の居住地に変更したうえで有権者名簿登録をすれば、今回は参加できることになった。しかし、両者の間の大きな違いは、前者は帰国しようと思えばいつでも帰国できるので、現状のままでもこれまで通り投票できるのに対して、後者は現状のままでは投票機会がまったくないことである。現在行っているアンケート調査では、DUI の登録住所の変更をしたかどうか、或いは今後変更する意志があるかを尋ね、①②のグループのうち、自ら政策対象者となる選択をした人達の規模を計りたいと考えている。

また、2006 年以降に米国の居住地を登録した DUI を取得した人々、すなわち米国で DUI を取得した人々のうち、③ TPS 保持者を含めて正式な在留資格を持たない在米国民も、④永住権や市民権を持っている在米国民も、両グループともに、有権者名簿登録をすれば、郵送投票に参加できることになったはずのグループである¹⁴⁾。④は 2009 年の選挙でも政策対象集団であったが、2009 年時点では蚊帳の外だった③は今回初めて政策対象集団に含まれることになった。いずれの場合でも、DUI を取得・所有するだけでなく、郵送投票を通して大統領選挙で投票を行う意志を示すための有権者名簿登録への登録手続きを取る必要があったものの、門戸が開かれたことは確かであった。

実際の効果は、表 13 の通り、TSE の公式選挙結果報告に示された「有権者名簿登録者数」を基準に見れば、ずいぶん投票率も上がっているように見える。もちろん、それでもコストパフォーマンス的には問題になりそうなレベルであったことは否めないが、深刻なのは、欄外に示した「国外在住者〈立会投票 (voto presencial)〉」数を含めた場合の投票率である。

5 2014 年導入時の問題と制度的な限界

5.1 幻の有権者名簿登録者の存在：全体的な準備不足

「国外在住者〈立会投票〉」数というのは、TSE の準備段階の資料「選挙ガイドブック (Guía de elecciones) 2014 年版」では明記されていたが、TSE の公式選挙結果報告には記載されず、途中で消えてしまった潜在的な有権者数である¹⁵⁾。この幻の有権者の存在は、米国やカナダにおける DUI 発行業務の再開・開始が遅れた結果、DUI は入手したも

のの郵送投票のための有権者名簿登録手続きを完了できなかったか、或いは、しなかった人達が、13万人以上いたことを示している。最終的な投票所開設段階で、既に、対象から漏れてしまった人達が多数いたこと自体、問題であるが、実際の投票率を考える場合、この幻の有権者を含めると1.9%となり、2009年とそれほど違いがあるとは言えないレベルにまで落ちてしまっていることがわかる。

実際、2013年3月の段階でも、2014年大統領選挙のための準備が国会での予算審議の遅れによって影響を受け、後手後手になってしまい、しっかりとした準備ができそうにないということは既に指摘されていた。DUIの新規獲得や更新・変更手続きが遅くなつて有権者名簿登録が間に合わず、実効性のないものになってしまうのではないかと、そして、これによって、制度の適用に懐疑的な声が高まるのではないかとといった危惧の声がNGO関係者らから上がっていたのである¹⁶⁾。

在外有権者の投票率は2009年に比べれば、改善しているとはいえ、幻の有権者の扱いに関しては、当初の懸念は、的中してしまっていると言わざるを得ない。今後の、関係者達の議論に関心を持っていきたいが、今までのところ、特に大きな動きはない。

5.2 現行 LEVEX の制度的な限界

2014年に実際に運用されたLEVEXのもとでは、投票者数も投票率も2009年選挙を大きく上回ることができた。しかしながら、この投票率の上昇は、TSEの公式選挙結果報告で公表された「有権者名簿登録者数」が実態の13分の1ほどに低く算定されたために過大評価された結果であり、2009年選挙時と同様に、在留資格や有権者登録手続きの不備が原因で投票機会を奪われた在外国民がかなりの数に上っていたことが判明した。したがって、引き続き、DUIの国外での発行と有権者名簿登録をしっかりと行うという課題が、浮き彫りになったと言える。しかし、こうした問題に加えて、今後、在外国民の選挙参加を大統領選挙だけに限定し続けるのか、それとも、国会議員選挙にも広げるのか、といった課題に 대응していこうとする際には、DUIを国外の居住地で登録するだけでなく、本国の地元の住所で登録し続ける人の存在についても、視野に入れておくことが重要になってくると思われる。そのような配慮がなければ、制度設計上も、混乱を招きかねないということも指摘しておく必要がある。

2015年3月と7・8月のアンケート調査を通して、地元志向が強いと言われるエルサルバドル人達が、今後、永住権や市民権を得た場合、わざわざ国外在住者としてDUIを登録し、本国での選挙参加チャンネルを狭めるような現行の国外投票制度に組み入れられ

ることを受け入れるのか、若者はどうするのか、世代交代による本国政治に対する関心の低下の可能性はないのか、いろいろ、具体的に動向を探っていききたいと考えている。

現地調査に先立ち、2015年2月に共同研究者である中川正紀教授の米国ロサンゼルス事前調査に同行し、7・8月の調査に対する協力要請をしてきた際に、現地 NGO の El Rescate 代表のサルバドル・サナブリア (Salvador Sanabria) 氏が筆者のインタビューに答えてくれたので、ここでは、その内容を紹介し、今後の問題点について整理しておきたい。

まず、サナブリア氏は、在米エルサルバドル系住民を中心とする移民のためのリーガルサービスや権利擁護、社会・経済・文化活動など幅広い活動を行っている NGO 組織 El Rescate 代表であると同時に、在外エルサルバドル人の権利擁護などを求める NGO 団体 SEEM 執行委員会メンバーも務めるなど、移民の権利擁護活動に半生を捧げてきた人物である。エルサルバドル内戦を終結させた 1992 年和平合意交渉の過程では、在ワシントン「ファラブンド国民解放戦線」(FMLN: Frente Farabundo Martí para la Liberación Nacional) 政治外交代表団の一員として重要な役割を果たすなど、その功績は輝かしいが、もの静かで権威ぶることなく、分け隔てなく接してくれる好人物である。今回、2年半ぶりの再会であったが、2013年6月にエルサルバドル国内で NPO 組織「エルサルバドル移民協会」(INSAMI: Instituto Salvadoreño del Migrante) を立ち上げ、現在はその副会長も務めているとのことだった。今後、特に在外国民や帰還者が本国の発展に寄与するためのサポートとともに、在外国民と本国政府・関係機関との直接的な橋渡しや相互協力関係の構築などを図っていくために、国外ではなく、本国で法人格を持つ組織を作ったと説明してくれた。

まず、在外国民が目指すべき本国選挙への参加の在り方について尋ねたところ、SEEM も INSAMI も在外国民の本国選挙における選挙権行使の実現に積極的に取り組んできており、そのような権利要求活動に関わっている組織関係者の合意として、在外国民は、大統領選挙だけでなく、法律を改正してすべての国内選挙や国民投票での選挙権を行使できるようにするまで要求を続けていくつもりであると、語ってくれた。

次に、サナブリア氏自身について、2014年大統領選挙での投票について尋ねてみたところ、以下のことがわかった。まず、DUI は現在も本国の住所を登録しており、米国民権を有する本人は、これまで何度も本国に帰って各種選挙で投票した経験があること、したがって、逆に、郵送による国外投票の対象者ではなかったこと、2014年選挙に際しても本国に戻って投票してきたことなど、事実関係の確認ができた。

さらに、DUIについて、今後、米国の住所に変更するつもりがあるかどうか尋ねたところ、答えは否であり、その理由としては、米国市民権もエルサルバドル市民権も完全に行使できる状態がベストであり、二つを区別して持つことが大切であるとのことだった。

これに関連して、本国の大統領選挙はもとより、国会議員選挙、中米議会議員選挙、市会構成員選挙、すべてのレベルの選挙で在外国民が投票できるようにしなければならないというのは現実的な考えなのかを尋ねてみた。まず、国会議員については、在外国民全体を代表する議員枠を設定することが必要であるとの考えを示していた。市会構成員については、各市会構成員の中にその市出身の在外国民比率を反映するだけの定数を在外国民が選出する仕組みを取り入れたいとの考えを示していた。中米地域統合のための政治機関の一つで、現在コスタリカを除く中米5か国とドミニカ共和国から国毎に選出される中米議会（Parlacen: Parlamento Centroamericano）の議員選挙については詳しく伺えなかったが、国会議員や市会構成員を在外国民が選ぶという仕組みを実現するには、DUIは国外住所を登録したものを持つ必要があるのではないかという質問をしたところ、その通りであり、在外国民の選挙権行使の制度化が進んだ場合は、自身も国外住所を登録したDUIに切り替えるとの意向を示していた。

ただ、現実問題として、大統領選挙でさえ、予算上の制約や制度上の複雑さなど解決すべき課題が山積みのみまであることを勘案すれば、すべてのレベルの選挙で在外国民の投票が認められる可能性は現状では低い。コロンビアのように国会議員に在外国民代表枠を設ける先例はあるが、米国・カナダ以外の在住者の参加も保障する必要性がますます強まることになる。さらに、政府としてもNGO組織としても、この段階で、DUIを国外住所で登録し、さらに有権者名簿登録を行うことを大々的に促進していくことが急務となる。しかし、このような動きを推進することができるサナブリア氏のような二重国籍者にとっては、本国との自由な往来が制限されている在外国民に国外住所を登録したDUI取得を促しつつ、自身は本国に戻ってすべてのレベルの選挙権を行使するというダブルスタンダードを維持せざるを得ない状況が続くということを意味しているとも言えよう。

在外国民の投票権の保障をめぐる課題は、他にも実に様々な問題を伴うことが予想される。米国永住権や市民権を持ち、自由に本国に帰国して、十全な選挙権行使をできる状態を放棄して、大統領選挙だけ、または国会議員選挙だけに限られた選挙権を選択するのか、TPSなどの不安定な身分にある者にも永住権取得の道が開かれた場合はどうな

るのか、本国や地元との絆を大切にす国民が国外住所を登録した DUI を取得するのか、さらには、世代交代により本国政治への参加に意欲を持たない人口比率の増大の可能性も視野に入れていく必要がある。このように、在外国民の権利保障の範囲を拡充していこうという理想を求めることが、バラ色の未来を保障するとは限らない可能性も排除せずに、在外国民の集住している米国西海岸地域における現地アンケート調査を通して、庶民感覚の実態に迫り、今後の在外コミュニティの方向性のようなものに接近できればと考えている。

6 まとめ：今後の展望

筆者は、エルサルバドル本国の政府と主要政治勢力、そして、在外国民の選挙権行使を求めてきた NGO 組織などによる実際の主張や議論の整理と、実際に導入された制度とその適用範囲の確認を行うことで、今後の課題を浮き彫りにし、在外エルサルバドル人コミュニティの今後の動向を探っていこうと考えている。政府や主要政党や NGO 組織の主張や行動などについては、既に先行研究資料¹⁷⁾もあるので、筆者としては、特に、NGO 組織や在外国民自身の反応などについて、アンケート調査を通して明らかにし、今後の制度改革の方向性や在外エルサルバドル人コミュニティの動向を探りたいと考えている。

このような作業を通して、なぜ、本国政府や主要な政治勢力が、①在外国民の本国政治への参加の制度化に動くことになったのか、②在外コミュニティや庶民の期待や要求は実際のところ、どのようなものなのか、③在外国民に本国政治への参加を認めるにはどのような理論的な根拠があるのか、④それは本国国民を含めた世論の支持を得られるものなのか、⑤その実現性はあるのか、といった疑問に回答を見出していきたい。また、在外国民の側からの本国の政治や文化への関心は、人間関係を含めて、世代を越えて引き継がれていくものなのかどうか、といった疑問を絶えず心に留めることで、在外国民の実態の変化を見落とさず、制度化がそれに及ぼす影響とともに、在外国民の実態の変化が制度に及ぼす影響にも焦点を当てることができれば、と期待している。

在外、特に在米のエルサルバドル人コミュニティの将来像を探っていくうえで、彼らの選挙参加について検討する場合、本来ならば、18歳以上を対象とすることになるわけであるが、今回の調査からは、今後の趨勢を見るうえで意義あることであると考え、アンケート対象者の年齢を16歳まで引き下げて実施している。なお、アンケート調査の計

画立案については、同志社大学人文研第14研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」メンバーの中川正紀氏と共同で行っており、将来的には、在米メキシコ系社会との比較も視野に入れて、調査・研究を進めていく予定である。

謝辞

本調査研究に関しては、共同研究者の中川正紀氏とともに参加させて頂いている同志社大学人文研第14研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」より、研究会での報告や発表機会の提供、出張費補助など多くの面で支援を頂いている。また、本稿投稿に際しては、匿名査読者の先生から丁寧で貴重なコメントと改善意見を、事務室担当者の方からスタイルチェックなど様々なサポートを、そして、中川正紀氏からは草稿段階で貴重なアドバイスを賜った。すべての関係機関ならびに関係者に対して、心よりお礼申し上げたい。

注

- 1) 中川正紀・中川智彦による単著・共著の発表論文は参考文献を参照のこと。刊行物以外では、中川智彦・中川正紀(2012)の自主制作要約版を2011年3月に現地関係者に配布したほか、ダイジェスト版“*Síntesis del análisis preliminar de los resultados de la encuesta sobre las percepciones políticas de los residentes salvadoreños en Los Angeles-EEUU*”を在外エルサルバドル人の権利擁護の為のNGO組織「世界のエルサルバドル人」(SEEM: *Salvadoreños en el mundo*)公式ブログに2011年9月に掲載している。英語版には、現地調査関係者に電子版にて配布するために用意したものとして、中川正紀・中川智彦(2013)をベースとする“The Political Attitudes and Behaviors of the Dual Citizens of Salvadoran Origin in the United States: Based on the Results of the Survey by Questionnaire Conducted in Los Angeles in February, March and August, 2012”がある。また、本稿冒頭で触れた研究会報告のほか、2011年には日本ラテンアメリカ学会第32回定期大会パネルB『米国西海岸地域における中米系住民のエスノスケープと政治的アイデンティティ』<於：上智大学>にて、中川正紀が「ラティーノ二重国籍者の政治意識・政治行動：エルサルバドル系についての一考察」、中川智彦が「在米エルサルバドル系住民に対する予備調査の概要と回答結果にみる本国政治に対する参加意識」、2012年には日本ラテンアメリカ学会中部日本研究部会2011年度第2回研究部会<於：南山大学>にて、中川智彦が「2012年2月－3月実施『アメリカ合衆国ロサンゼルス地域における在米エルサルバドル系住民の本国政治に対する政治意識調査』の経緯と概要について」と題する報告を行っている。なお、これまで行ったアンケート質問内容(邦訳)について、2010年版は項目のみを中川智彦(2010)で、一部抜粋を中川正紀・中川智彦(2011)で、2012年版は全文を中川正紀・中川智彦(2013)で参照できる。
- 2) 筆者は、1994年3月と4月に、日本政府派遣の国際平和協力隊の一員として国連エルサルバドル監視団(ONUSAL: *Misión de Observadores de las Naciones Unidas en El*

Salvador) の選挙監視業務に2度にわたり従事する機会を得ていたが、さらに15年後の2009年にも日本国外務省の要請を受けて米州機構(OAS: Organization of American States) の選挙監視要員としてエルサルバドルに派遣される機会に恵まれた。筆者は、この経験をきっかけに、エルサルバドルにとっての在外国民の存在の大きさ、中でも、米国におけるエルサルバドル系「移民」急増の経緯と実情に関心を抱くに至った。

- 3) 政治的な因縁のあるキューバ系、米国の自由連合州であって純粹に「移住民」として括ることができないプエルトリコ系、長い国境線と地縁・血縁的な絆で固く結びついているメキシコ系、彼らの出身国・地域はそれぞれ米国との密接な関係が明らかと言える。
- 4) エルサルバドルは、現1983年憲法によって、比較的早くから二重国籍を認めただけでなく、「中米連邦共和国」を構成していた国の出身者でエルサルバドルに住んでいる人を、自己申告するだけで「生まれながらの」サルバドル国民として認めている。他の中米諸国も国籍取得の面で中米出身者を優遇する規定を持っているが、管見の限り、これとほぼ同等の規定を有する国はグアテマラだけである。

独立後の政治は、2万人以上の農民・反政府運動家が殺害されたという1932年の大虐殺以降、一貫して不安定で軍事クーデタと軍部による強権政治が主流となった。1980年代以降は、軍と関係があるとされた国民融和党(PCN: Partido de Conciliación Nacional: 2011年にpartido Concertación Nacionalに改組を余儀なくされ、2012年以降はPartido de Concertación Nacionalに名称変更)、国民共和同盟(ARENA: Alianza Republicana Nacionalista) とキリスト教民主党(PDC: Partido Demócrata Cristiano)などを主体とした議会政治が機能し始める一方、体制派準軍事組織による人権活動家らに対する暗殺や虐殺などの残忍な弾圧が蔓延り、民主的手続きに希望を見出せなくなった反政府組織が1980年にゲリラ組織ファラブンド・マルティ国民解放戦線(FMLN: Frente Farabundo Martí para la Liberación Nacional)を結成し、政府軍と激しい戦火を交えることとなった。7万5000人以上の犠牲者を出したこの内戦は、国連の仲介による和平合意が締結された1992年1月まで続いたが、国土の荒廃、難民流出、家族の分断など多くの後遺症を残した。疲弊した経済が難民の帰国を難しくしただけでなく、1998年のハリケーン災害や2001年初めの大地震も災いし、復興が進んだ今日でさえ、さらなる「経済難民」を米国などに送り出して続けている。そのほとんどが「不法移民」として米国に入っているが、内戦期に渡米して既に米国籍や永住権を得ているサルバドル系住民だけでも、現在は100万人以上を数える。全体では米国内に200万人以上が住んでいると推計され、特にカリフォルニア州ロサンゼルス地域にその大半が集住している。彼らの一部は近年、在米または在外コミュニティを「第15県」と呼び、本国との政治・経済・文化的繋がりを強調する動きを見せている。

- 5) 2009年の同国外務省資料では合計2,647,200人、米国に2,500,000人、カナダに13,000人、欧州に46,000人、中米近隣諸国63,000人、オセアニア19,000人、メキシコ3,200人、南米3,000人で、表2の同年国内人口の6,183,484人と合わせると全体で、8,830,684人となる。
- 6) Martin, Daniel (Consultor) (2011) *Evaluación del programa "Desarrollo humano y*

migraciones” - *Informe final de la evaluación versión final*, Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo –El Salvador 冒頭に掲載の2005年 UNDP 報告書からの引用箇所より。

- 7) ディアスポラと呼ばれる「四散した」民の存在自体は、人類の歴史上古くからあるが、近代以降の主権国家・領土国家を基盤とした国民国家間関係としての国際社会の成立とその地球的規模での拡大が進展した結果、国民国家の世紀と言われた20世紀の間は、例外的なものを受け取られ、限られた範囲の現象として捉えられがちだった。その結果、マイノリティな存在としての移民のホスト社会における適応やアイデンティティの問題などを対象として、社会学的・人類学的な関心から研究される傾向が強かったと思われる。政治学の分野でも、「民族」概念や「国民」概念の捉え直しが行われるようになってきているが、「国民」あるいは「市民」とは何か、或いは、その権利と義務の適用範囲についての合意は、まだないようであり、今、現実に行っていることを観察することによって、何か発見できれば、とも期待している。
- 8) Ayala Figueroa, L. E. (coordinador) (2103) “Implementación del voto en el exterior,” *Análisis del estado constitucional de derecho y democracia en El Salvador - Informe ejecutivo IV-2013* (Facultad de Jurisprudencia y Ciencias Sociales-Universidad de El Salvador, marzo de 2013) のほか、Villalta, R. y Urbina, J. (2009) *Sistematización el proceso del voto de los salvadoreños en el exterior*, SEEM, ISD y Friedrich Ebert Stiftung ; Rodríguez Guerra, V.M., Osorio Masferrer, M.M., Domínguez Castañeda, S.G. (2010) “Reformas migratorias en Estados Unidos. Realidad de una política exterior en el marco de un gobierno por el cambio en El Salvador (trabajo de investigación para optar por el grado de licenciado en relaciones internacionales),” Universidad de El Salvador ; Espinoza Orellana, A.G. y Granadino Figueroa, M.J. (2011) “La incidencia de las comunidades de salvadoreños en el exterior en algunas decisiones de la política nacional salvadoreña, durante el período comprendido entre 1994 y 2010 (trabajo de investigación para optar al grado de licenciatura en relaciones internacionales),” Universidad de El Salvador など。
- 9) 短期被保護資格 (TPS : Temporary Protected Status) は、一定の条件に合致した外国人に対して、暫定的に居留・労働を認める制度で、出身国が災害等の特別な事情を抱えて国民の大量帰還に耐えられないケースなどを対象に、国別に適用される。現在エルサルバドルに対して適用されている TPS は、適用期間は18か月で、2001年2月13日以前から継続的に米国内に居住していることが条件となっており、これまでに10回更新されて現在11期目(2015年3月～2016年9月)に入っている。米国国土安全保障省(DHS:Department of Homeland Security)・米国[市民権]移民[業務]局(USCIS:United States Citizenship and Immigration Services) ← 2003年のDHS新設に伴い、米国移民帰化局(INS : U. S. Immigration and Naturalization Service) が改組されて米国司法省(Department of Justice) から移動→ DHS には、INSの後継業務担当部署として、USCISのほかに移民関

税執行局 (ICE: U.S. Immigration and Customs Enforcement) と税関国境警備局 (CBP: Customs and Border Protection) が新設された。》) が所管しており、更新時に就労許可も自動的に延長・更新される。TPS 自体の更新料に免除措置はあるが、就労許可を取得・更新したい場合は別途手数料が必要である。TPS は年齢に関係ないので、TPS 保持者数には子供からお年寄りまでが含まれる。

- 10) 2014 年 11 月には、既に適用されている DACA の更新と有効期間を 3 年に延ばすとともに、入国時期を 2010 年 1 月 1 日まで拡大して適用対象者の範囲を広げること、さらには、2014 年 11 月 20 日以前に生まれた永住権か市民権を持つ子を持つ父親か母親で 2010 年 1 月 1 日以前から米国に在住している在留資格を持たない移民を対象とする同様の措置 (DAPA: Deferred Action for Parents of Americans and Lawful Permanent Residents) を導入することが発表されている。2015 年 2 月 16 日にテキサス州の連邦裁判所判事による差し止め請求が行われたため、現在、DACA の適用対象者の範囲拡大と DAPA によって恩恵を被るはずだった新たな有資格者候補達は、2 月 18 日から予定されていた申請手続きをできない状態になっている。
- 11) 『エルサルバドル共和国 1983 年憲法』および関連法令、elsalvador.mipais.com (n.d.) “Todo sobre el Documento Único de Identidad (DUI)” 等を参照。
- 12) Villalta, R. y Urbina, J. (2009) を参照。
- 13) 注 1) を参照。
- 14) 2014 年選挙では、2013 年 3 月以降はカナダで DUI を取得した在外国民も有権者名簿登録手続きを完了すれば国外投票できることになったが、本稿では、2009 年選挙との比較のため在米国民のケースだけを例示する。
- 15) 「選挙ガイドブック 2014 年版」では、有権者名簿登録者として「国外在住者〈郵送投票 (voto postal)〉」数と「国外在住者〈立会投票 (voto presencial)〉」数とが併記されていたが、TSE 公式選挙結果報告に記載された「有権者名簿登録者総数」は前者のみを反映したものとなっていた。
- 16) Ayala Figueroa, L. E. (coordinador) (2103) pp.9-12 の市民社会組織関係者による分析を参照。
- 17) 注 8) を参照。

参考文献

- Artiga-González, A. (2009) “Las elecciones 2009, en perspectiva,” *Estudios centroamericanos*, Vol.64, No.719, pp.11-15. http://www.uca.edu.sv/publica/ued/eca-proceso/ecas_anter/eca/2009/719/2-art1-eca-719.pdf (2014 年 10 月 20 日閲覧)
- Ayala Figueroa, L. E. (coordinador) (2103) “Implementación del voto en el exterior,” *Análisis del estado constitucional de derecho y democracia en El Salvador - Informe ejecutivo IV-2013*, Facultad de Jurisprudencia y Ciencias Sociales - Universidad de El Salvador. http://www.jurisprudencia.ues.edu.sv/documentos/2013/Informes/informe_4.pdf#search

='Inclusi%C3%B3n+pol%C3%ADtica+de+la+comunidad+migrante+salvadore%C3%B1a'
la' (2014年2月2日閲覧)

Banco Central de Reserva de El Salvador (2005) *Características de los remitentes de remesas familiares desde Estados Unidos*. http://www.pnud.org.sv/migraciones/static/biblioteca/07_BCR_Garcia_Xiomara_caracteristicas_de_los_remitentes.pdf (2014年2月7日閲覧)

Banco Central de Reserva de El Salvador (2005) *Propuesta para el uso productivo y reducción de costos de envío de remesas familiares*. <http://siteresources.worldbank.org/INTELSALVADOR/SPANISH/Resources/propuestabcr.pdf> (2014年2月7日閲覧)

Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=5&ved=0CEAQFjAE&url=http%3A%2F%2Fwww.rree.gob.sv%2F%2Flaip%2Findex.php%3F%2Fdownloads%2Finformacion-entregada-a-la-ciudadania%2F29%2F2450-estudiovotodesde-elexterior%2Fdownload.php&ei=s1IuVNqGHsqB8QXV04LoCQ&usg=AFQjCNFfv3QnkEvHXGIXLbVszlh8eDyGccw> (2014年10月3日閲覧)

elsalvador.com (2008) "Historia del TPS," *TPS 2008*. <http://www.elsalvador.com/especiales/2008/tps2008/historia.asp> (2014年10月20日閲覧)

elsalvadmipais.com (n.d.) "Todo sobre el Documento Único de Identidad (DUI)". <http://www.elsalvadmipais.com/documento-unico-de-identidad-dui> (2014年10月22日閲覧)

Embajada de El Salvador – Estados Unidos de América (n.d.) "Asistencia legal migratoria". <http://www.elsalvador.org/index.php/proteccion-consular/asistencia-legal-migratoria> (2014年10月22日閲覧)

La Prensa Gráfica (2012) "Salvadoreños, 11 años amparados al TPS," *La prensa gráfica*. <http://especiales.laprensagrafica.com/2012/tps/> (2014年10月20日閲覧)

Martin, Daniel (Consultor) (2011) *Evaluación del programa "Desarrollo humano y migraciones" – Informe final de la evaluación versión final*, Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo –El Salvador. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=14&ved=0CHgQFjAN&url=http%3A%2F%2Ferc.undp.org%2Fevaluationadmin%2Fdownloaddocument.html%3Fdocid%3D5366&ei=BMPwUplzxMqTBem5gLAP&usg=AFQjCNHd5IIEsGfX4ptRd6JInPpz5L9n8w&bvm=bv.60444564,d.dGI> (2014年2月4日閲覧)

Menjívar, V. (2011) "DIGESTYC dice que solo existe un censo oficial 2007," *La prensa gráfica*, 18 de Julio de 2011. <http://www.laprensagrafica.com/el-salvador/social/205860-digestyc-dice-que-solo-existe-un-censo-oficial-2007> (2014年10月20日閲覧)

Migration Policy Institute (2014) "The Salvadoran Diaspora in the United States," *RAD Diaspora Profile*. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=>

4&ved=0CDYQFjAD&url=http%3A%2F%2Fwww.migrationpolicy.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2Fpublications%2FRAD-ElSalvador.pdf&ei=4clJVJPaL4Xz8gXUvYGICg&usg=AFQjCNGZSU2DLO19vZT1SefqslGLCodTTw&bvm=bv.77880786,d.dGc (2014年10月22日閲覧)

Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2008) *VI censo de población y V de vivienda 2007: Población, viviendas, hogares*. <http://www.censos.gov.sv/util/datos/Resultados%20VI%20Censo%20de%20Poblaci%C3%B3n%20V%20de%20Vivienda%202007.pdf> (2014年10月20日閲覧)

Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos - DIGESTYC, Fondo de Población de las Naciones Unidas - UNFPA, Centro Latinoamericano y Caribeño de Demografía – CELADE (2008) *El Salvador: Fuentes de datos, metodología y estimaciones demográficas del período 1950 – 2007*. http://www.unfpa.org.sv/dmdocuments/vi_censo_poblacion_final-datos_ajustados.pdf (2014年10月20日閲覧)

Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2014) *Encuesta de hogares de propósitos múltiples 2013*. <http://www.digestyc.gov.sv/index.php/temas/des/ehpm/publicaciones-ehpm.html?> (2014年10月22日閲覧)

Ministerio de Educación y Plan Nacional de Educación (2008) *Informe nacional sobre el desarrollo y el estado de la cuestión sobre el aprendizaje de adultos (AEA) en preparación de la CONFINTEA VI*. http://www.unesco.org/fileadmin/MULTIMEDIA/INSTITUTES/UIIL/confintea/pdf/National_Reports/Latin%20America%20-%20Caribbean/el_salvador.pdf (2014年10月20日閲覧)

Ministerio de Relaciones Exteriores (2009) *Oportunidades y desafíos de la migración internacional: El caso de El Salvador*. <http://www.eclac.org/celade/noticias/paginas/4/37384/JJGarcia.pdf> (2014年2月4日閲覧)

中川正紀 (2012) 「米国におけるラテン系二重国籍者の政治意識・政治行動：コロンビア系とエルサルバドル系の比較の試み」『フェリス女学院大学紀要』No.47, pp.27-51.

中川正紀 (2014) 「米国ロサンゼルスへのエルサルバドル系女性の移動と定住の歴史：移民パターンから見たエルサルバドル系移民の実像」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.49, pp.17-43.

中川正紀・中川智彦 (2011) 「ロサンゼルス地域におけるエルサルバドル系住民の政治意識と政治行動—2010年9月の現地予備アンケート調査の結果に基づいて—」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.46, pp.183-204.

中川正紀・中川智彦 (2013) 「米国におけるエルサルバドル系二重国籍者の政治意識・政治行動：2012年2～3月および8月にロサンゼルスで実施したアンケート調査の結果から」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.48, pp.187-227.

中川智彦 (2010) 「在米エルサルバドル系住民の本国政治に対する関与の実態と政治意識に関する現地調査のための予備的考察」『中京学院大学経営学部研究紀要』第18巻第1号（通巻

第28号) pp.55-62.

中川智彦 (2012) 『『アメリカ合衆国ロサンゼルス地域における在米エルサルバドル系住民の本国政治に対する政治意識調査』に向けて』『中京学院大学経営学部研究紀要』第19巻1号・2号合併号(通巻第30号) pp.45-51.

中川智彦・中川正紀 (2012) “Análisis preliminar de los resultados de la encuesta sobre las percepciones políticas de los residentes salvadoreños en Los Angeles-EEUU” 『中京学院大学経営学部研究紀要』第19巻1号・2号合併号(通巻第30号) pp.23-43.

OECD (2012) “Total Emigration Rates and Emigration Rates of High-Educated to OECD countries, 2000 and 2005/06,” *Database on Immigrants in OECD countries (DIOC)*. <http://www.oecd.org/els/mig/Emigration%20rates.pdf> (2014年10月21日閲覧)

OECD and UN-DESA (2013) *World Migration in Figures: A joint contribution by UN-DESA and the OECD to the United Nations High-Level Dialogue on Migration and Development, 3-4 October 2013*. <http://www.oecd.org/els/mig/World-Migration-in-Figures.pdf> (2014年10月21日閲覧)

Pew Research Center (2012) “Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2010,” *Pew Research Hispanic Trends Project*. <http://www.pewhispanic.org/2012/06/27/hispanics-of-salvadoran-origin-in-the-united-states-2010/> (2014年10月20日閲覧)

Pew Research Center (2013) “Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2011,” *Pew Research Hispanic Trends Project*. <http://www.pewhispanic.org/2013/06/19/hispanics-of-salvadoran-origin-in-the-united-states-2011/> (2014年10月20日閲覧)

Tamacas, C. (2013) “Salvadoreños en el extranjero comienzan a enviar sus votos El Salvador,” *elsalvador.com*, 23 de diciembre de 2013. <http://elecciones2014.elsalvador.com/articulo/salvadorenos-extranjero-comienzan-enviar-sus-votos-542> (2014年2月3日閲覧)

Tribunal Supremo Electoral (2008) *Guía de elecciones 2009: 15 de marzo Presidente y Vicepresidente*.

Tribunal Supremo Electoral (2014) *Guía de elecciones presidenciales 2014*. <http://www.tse.gob.sv/documentos/Elecciones2014/guias/guia2014.pdf> (2014年3月10日閲覧)

U.S. Department of Homeland Security (2012) “Estimates of the Legal Permanent Resident Population in 2011,” *Population Estimates*. http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/statistics/publications/ois_lpr_pe_2011.pdf (2014年10月24日閲覧)

Villalta, R. y Urbina, J. (2009) *Sistematización el proceso del voto de los salvadoreños en el exterior*, SEEM, ISD y Friedrich Ebert Stiftung. <http://isd.org.sv/isddocs/participacion-ciudadana-transparencia-municipal/SISTEMATIZACIONVOTOENELEXTERIOR.pdf> (2011年6月3日閲覧)